

# 札幌産業展示場 管理業務等仕様書

<b>第1</b>	<b>札幌産業展示場について</b> .....	<b>1</b>
1	札幌産業展示場の位置づけと設置目的、目指す成果.....	1
2	展示場管理運営上の基本的方向性.....	1
	(1) 展示場管理運営の基本的方向性.....	1
<b>第2</b>	<b>施設の管理業務等に関する基本的方針</b> .....	<b>1</b>
<b>第3</b>	<b>管理物件及び管理の基準</b> .....	<b>2</b>
1	管理物件.....	2
	(1) 開館時間及び休館日.....	2
	(2) 展示場の使用の承認について.....	2
	(3) 利用の制限に関する事項.....	2
	(4) 個人情報の保護に関する法律の適用について.....	2
	(5) 札幌市情報公開条例の適用について.....	3
	(6) 札幌市行政手続条例の適用について.....	3
	(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について.....	3
	(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について.....	3
	(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について....	4
	(10) その他.....	4
<b>第4</b>	<b>業務の内容と要求水準</b> .....	<b>4</b>
1	統括管理業務.....	4
	(1) 管理業務等の基本方針.....	5
	(2) 平等利用の確保.....	5
	(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進.....	5
	(4) 管理運営組織の確立.....	6
	(5) 管理水準の維持向上に向けた取組.....	7
	(6) 第三者に対する委託業務等の管理.....	8
	(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等.....	8
	(8) 財務.....	9
	(9) 苦情対応.....	10
	(10) 記録・モニタリング・報告・評価.....	11
2	施設・備品等の管理に関する業務.....	14
	(1) 総括的事項.....	14
	(2) 施設、備品等の管理.....	15
	(3) 防災業務.....	16
3	事業の計画及び実施に関する業務.....	17
	(1) 展示会、見本市等の誘致に関する業務.....	17
	(2) 札幌市の施策と合致した催事の開催に関する業務.....	17
	(3) その他展示場の設置目的を達成するために必要な業務.....	17
4	施設の利用等に関する業務.....	18

(1) 使用承認等に関する業務.....	18
5 管理業務に付随する業務.....	18
(1) 広報業務.....	18
(2) 公務視察対応.....	19
(3) 引継ぎ業務.....	19
(4) その他展示場の管理業務に付随する一切の業務.....	19
<b>第5 その他.....</b>	<b>19</b>
1 自主事業の実施について.....	20
(1) 一般的事項.....	20
(2) 承認要件.....	20
(3) 自主事業に関する経理.....	20
(4) 承認の取消について .....	21
(5) 目的外使用許可について.....	21
2 改修工事・大規模修繕について.....	21
3 映画等の撮影の申し出を受けた場合について.....	21
<b>別紙1 .....</b>	<b>22</b>
札幌産業展示場管理業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧.....	22

## 第1 札幌産業展示場について

### 1 札幌産業展示場の位置づけと設置目的、目指す成果

札幌市では、アクセスサッポロが、1984年に札幌初の本格的な展示場として開館して以来、市内企業の展示会や消費者向け即売会をはじめ多種多様な催事で利用されるなど、札幌市の産業振興に大きく寄与してきた。

しかしながら、2016年3月に「月寒グリーンドーム」の愛称で親しまれた北海道立産業共進会場が閉館し、札幌市の展示機能が大きく失われてから、アクセスサッポロは8割を超える高い稼働率が続いており、新たな催事の受入が困難な状況となっている。

さらに、催事主催者からはより広い展示スペースや機能の充実を求める声が上がっており、近年の催事主催者のニーズに十分に対応できていないといった課題も抱えている。

札幌産業展示場（以下「展示場」という。）は、こうした課題を解決し、様々な展示会、見本市等の開催の場を提供することにより、既存産業の更なる振興及び新たな価値の創出を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的として設置された。このため、展示場の管理運営を通じて、販路拡大やマーケティングの機会の創出による市内・道内企業の競争力強化や、企業間の活発な交流によるイノベーション促進を目指している。

### 2 展示場管理運営上の基本的方向性

展示場は、上記の目的の達成に向け、令和9年9月に供用開始予定である。

指定期間における展示場の管理運営は、下記(1)に記載する項目に沿って行うものとする。

#### (1) 展示場管理運営の基本的方向性

ア 市内で展示会や見本市の開催実績がある主催者のニーズや新たな催事開催希望に柔軟かつ迅速に対応すること

イ 大規模な展示会や見本市の主催者に対し、積極的な誘致活動を行うこと

ウ 供用開始以降は、利用料金等の収入による独立採算を基本とすること

## 第2 施設の管理業務等に関する基本的方針

展示場の管理運営に当たっては、次の基本方針に沿って行うこと。

- (1) 札幌市の公の施設であることを常に念頭におき、公共の福祉の増進に努め、公平な利用に供するよう管理運営を行うこと。
- (2) 第1に挙げた施設の設置目的等に資するよう適切な管理運営を行うこと。
- (3) 第2次札幌市産業振興ビジョンに定める目標の達成その他札幌市の施策との整合性を図りながら施設の管理運営を行うこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (5) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (6) 最少の経費で最大の効果を挙げるよう管理運営の効率化に努めること。

## 第3 管理物件及び管理の基準

### 1 管理物件

別表1のとおり

### 2 管理の基準

#### (1) 開館時間及び休館日

開館時間	午前8時00分から午後5時00分まで
休館日	12月29日から翌年1月3日まで

※特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。この場合、札幌市に事前に連絡すること。

#### (2) 展示場の使用の承認について

施設の使用の承認は、札幌産業展示場条例（令和7年条例第25号。以下「条例」という。）、札幌産業展示場規則（令和7年規則第48号。以下「規則」という。）及び札幌産業展示場事務取扱要綱（令和8年3月23日経済観光局長決裁）に定めるところにより行うこと。

#### (3) 利用の制限に関する事項

ア 条例第9条各号に定める場合には、利用を拒むことができる。

イ 条例第10条各号に定める場合には、使用承認の条件を変更し、使用の停止を命じ、又は使用の承認を取り消すことができる。

ウ 条例第11条各号に定める場合には、展示場に入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に展示場の使用の停止若しくは展示場からの退館を命じることができる。

#### (4) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章の規定のほか、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関

しては同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負う。具体的には、管理業務等を開始する前に、札幌市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合している旨の申出書を提出すること。

また、同法第33条第1項の規定による開示の請求、第34条第1項の規定による訂正の請求及び第35条第1項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応すること。

(5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、札幌市から管理業務等に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

なお、情報公開に係る事務処理については、札幌市指定管理者情報公開要綱（平成15年12月15日助役決裁）及び札幌市出資団体等情報公開要綱（平成12年3月30日市長決裁）に定めるところにより行うこと。

(6) 札幌市行政手続条例の適用について

ア 指定管理者は札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等の行政処分は、同条例の定めに従って行うこと。

イ 使用承認等の審査基準及び標準処理期間を定める場合は、札幌市の基準等に準じた内容とし、札幌市に届け出ること。

ウ 使用承認の取消し等の不利益処分を行う場合において意見陳述のための手続を行うときは、札幌市に対して事前に通知し、手続終了後に経過及び結果について報告すること。

エ 聴聞の手続に関する必要な事項について、札幌市聴聞等に関する規則（平成6年規則第51号）に準じて実施できる体制を整備すること。

(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めること。

(8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の適用について

指定管理者は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という）第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」に当たることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること。具体的な取組については、以下のとおり。

ア 施設が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。以下同じ)の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)や暴力団関係事業者(暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者。以下同じ)などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

イ 協定に関連する契約(第三者への委託、物品調達等)について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととする。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従うこと。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従うこと。

#### (9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という)に基づき、障がい者への合理的配慮を行わなければならないが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、札幌市に準じた対応を行うこと。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」(対応方針)及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」(接遇要領)を参照すること。

#### (10) その他

ア 管理業務等を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めること。

イ 管理業務等を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に努めること。

ウ 第三者への委託、物品の調達に係る支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条に準拠するよう努めること。

## 第4 業務の内容と要求水準

業務内容と業務毎の要求水準は、以下のとおりとする。

なお、以下に記載する項目のうち、業務の計画を作成することとしているものについては、札幌市との協議の上、その内容を決定する。

### 1 統括管理業務

サービス水準の向上及び経費の節減に向けた適切な管理運営を確保するため、各業務の全体を統括する。

具体的内容は以下のとおりとする。

(1) 管理業務等の基本方針

展示場の管理運営に関して、指定管理者としての基本方針を策定する。

◇要求水準

ア 展示場の管理運営に関して、第1で挙げた施設の設置目的及び基本的方向性を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針を明確化すること。

イ 基本方針の策定に当たっては、施設運営の透明性を確保するよう特に留意すること。

(2) 平等利用の確保

展示場における平等利用を確保するための方針及び取組項目を明確化し、各取組を実施する。

◇要求水準

上記方針及び取組項目として明確化する内容には次の内容を含むこと。

- ・ 平等利用を確保する上での指定管理者としての基本的な方針
- ・ 上記方針を具体化する上での統括責任者（定義は(4)アを参照）の役割、職員の心構え
- ・ 展示場において不当な差別的取扱いに該当するおそれのある行為等
- ・ これらの行為等を発生させないように組織として対応する取組項目
- ・ その他、平等利用確保に際しての留意事項等

※平等利用の基本的な考え方については、地方自治法第244条第3項、事務処理要綱第5-3-(1)、及び第1に記載した展示場の設置目的、位置付けを参照すること。

(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進

管理業務等を行うに当たっては、札幌市環境マネジメントシステムを通じて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）に基づく地球温暖化対策及び環境配慮の推進に努めること。

◇要求水準

ア エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）を遵守し、展示場におけるエネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を進めること。

イ 電気、水道、ガス等の使用に当たっては、使用量と光熱水費を把握するとともに極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけるこ

と。

オ 管理業務等に係る物品及び役務の調達に当たっては、札幌市グリーン購入ガイドラインに従うこと。

カ 業務に係る従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行うこと。

キ 業務に係る環境法令を確実に遵守できる体制を確立すること。

ク 省エネルギーに係る業務計画として、管理業務の開始後速やかに次の資料を作成し、札幌市に提出するほか、毎年度、別紙1に示す報告書類を提出すること。

・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)」に規定する各管理標準

ケ 施設の電力については、特別な事情がない限り、札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱で定める「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者より、調達すること。また、可能な限り再生可能エネルギー電気の調達に努めること。

#### (4) 管理運営組織の確立

##### ア 責任者の配置、組織の整備

展示場の管理業務等に関して統括的に責任を負う者（以下「統括責任者」という。）を1名配置するとともに、その職務代理者を定める。また、展示場の管理業務等を適切に行い得る組織を整備・維持し、その内容を一覧できる組織図を作成する。

##### ◇要求水準

(ア) 統括責任者は、自ら定めた管理運営の基本方針の具体化を始めとして、札幌市と指定管理者との協議、必要な報告、その他本仕様書に示す業務の全体（以下「本業務」という。）を統括するとともに、本業務に関する札幌市その他との対外的な協議等について、責任を持って一元的に対応すること。

(イ) 職務代理者は、統括責任者がその職務を担えなくなった際に、統括責任者を代理すること。

(ウ) 組織の整備に当たっては、本仕様書に示す各業務の分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他必要な内容を規定すること。

##### イ 従事者の確保、配置

展示場の管理業務等を適切に行うために必要な従事者（以下「職員」という。）を確保する。また、職員の配置計画を作成し、各職員に業務を割り当て、アで整備した各組織に配置する。

職員の賃金については、管理業務の計画書(募集要項 様式4-4)に記載した最低時給額を下回らないこと。

##### ◇要求水準

管理運営の開始日以降指定期間の満了日に至るまで、本業務に必要な職員を、職員の休暇等の場合も含め業務に支障が生じないように確保し、当該職

員が担当する業務内容を明確にした上で、適切な担当部署に配置すること。

#### ウ 人材の育成

業務に支障が及ばないように万全を期するため、職員に対して、業務上必要とされる研修、指導教育（以下「研修等」という）を実施する。

研修等は、各年度の実施計画（以下「研修計画」という）に基づき実施する。

なお、研修は、指定管理者が自ら行うものの他、公的機関その他の組織が行う研修等に従事者を派遣して行うことも可能とする。

##### ◇要求水準

(ア) 研修等を通じて、職員が割り当てられた業務を完全に理解し、その実施に支障が生じない状況を確認すること。なお、理解すべき内容としては、少なくとも次の内容を含むものであること。

- ・各職員が行うべき業務の内容及び責任、利用者への接遇、業務上遵守すべき関係法令・条例・規則等の規定内容、防火・防災対策、環境への配慮、その他業務に必要な知識や技術、心構え等

(イ) 研修計画には、次の内容を含むこと。

- ・研修等の実施方針
- ・研修等の実施項目、各項目の概要、実施スケジュール

#### エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上

展示場における市民サービスの水準を維持向上させるとともに、雇用の確保を図るため、職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規定の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努める。

##### ◇要求水準

(ア) 職員の雇用に関しては労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、その他展示場の管理運営に当たり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規定等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行うこと。

(イ) 職員に対する給与、賃金等の支払を適切に行うこと。

(ウ) 職員個々が市民サービスの向上、管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーション、ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、十分な労働環境を整えること。

#### (5) 管理水準の維持向上に向けた取組

展示場利用者のニーズに柔軟に対応するとともに、安全性、効率性、その他展示場の管理水準を維持向上させていくため、組織内では常に情報を共有するとともに、各業務について見直しを行い、改善を図る。

##### ◇要求水準

(ア) 情報の共有方法を明確化し、必要な情報を職員が十分に把握していること。

(イ) 業務の見直しを行う方法を明確化し、定期的に見直しを行うこと。特に、事故防止については、見直し、改善を含め、日常的に組織的取組を行

うこと。

(6) 第三者に対する委託業務等の管理

ア 第三者に対する委託業務等における適正の確保

募集要項5-(10)-ウに定める第三者に対する委託の実施にあたり、適正を確保する。

◇要求水準

(ア) 第三者に対する委託を行う場合には、相手方となる事業者（以下「受託者」という。）が、委託した業務の履行に当たり展示場の管理運営における市民サービスの向上について配慮するとともに、利用者の安全を十分に確保するよう仕様等を作成すること。

(イ) 第三者に対する委託は指定管理者の責任において行うものであることについて、受託者の十分な理解を確保すること。

イ 第三者に対する委託の相手方となる事業者への適切な監督、履行確認  
受託者に対しては、指揮監督を徹底するとともに、必要な履行確認を行う。

◇要求水準

(ア) 受託者との契約にあたり、受託者に対して必要な指揮監督を行う部署及びその責任者、受託者側の責任者を明確にし、指揮命令系統及び連絡系統を確立すること。

(イ) 委託した業務が当該契約に基づき適切に行われるよう、必要な指導、指示、検査及び確認を行うこと。

(ウ) 受託者に対し、委託した業務に関連する労働関係法令を遵守するよう、適切な監督、指導を行うこと。

(エ) 受託者に対して、展示場の業務を行うために必要な従事者の法令遵守状況及び労働環境（賃金、労働時間、各種保険の加入状況、健康診断の実施状況等）に関わる情報提供を求めること。ただし、個人情報保護の観点等から情報の収集が困難な場合は、その状況、経緯等について札幌市に報告を行い必要な指示を仰ぐこと。

ウ 協定に関連する契約の相手方からの暴力団員又は暴力団関係事業者の排除  
暴力団員又は暴力団関係事業者を協定に関連する契約の相手方としないために、必要な対応を行う。

◇要求水準

(ア) 第3-2-(8)-イに定める対応を行うこと。

(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等

ア 札幌市等との連絡調整

札幌市、指定管理者で構成する札幌産業展示場運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。協議会においては、管理業務等の状況の報告、管理運営水準の維持向上に向けた協議を行う。

◇要求水準

(7) 協議会は指定管理者の主催により指定期間中3か月に1回程度開催すること。

(1) 協議会の運営は指定管理者が行うこと。また、協議会では以下の項目について協議等を行うこと。

<協議等の項目>

- ・本業務の報告と展示場の管理運営上の問題点や改善に関する事項
- ・施設の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の概略
- ・本仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
- ・その他、展示場の市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組

(7) 協議会の内容は記録するとともにその要旨を札幌市に確認すること。また、必要に応じてその要旨を施設内に掲示すること。

(E) PFI事業者が開催する維持管理定例協議会(月1回を予定)に参加すること。

イ 関係機関との連絡調整

本業務の遂行に当たり、利用者団体、地元自治会、近隣事業者、類似の市有施設その他関連する団体、組織、機関等との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行う。

◇要求水準

(7) 指定期間開始後速やかに、本業務の円滑な遂行に関して必要となる関係機関等の一覧表を作成し、当該内容について札幌市に確認すること。

(1) 確認後、必要な関係機関等との関係の構築を速やかに行うとともに、連絡調整を適宜行うこと。特に交通対策に関しては、積極的な連絡調整を行い、渋滞の緩和や近隣への配慮に努めること。

ウ 指定管理者の表示

指定管理者が行政庁としての行為を行う場合には、指定管理者であることを明らかにする。

◇要求水準

本業務を行うに当たり、使用承認、承認取消その他の行政庁として行う行為(本来、行政庁でなければ行うことができない行為)を行う場合において、団体名を表示する必要があるときには、「札幌産業展示場指定管理者△△△△」と表示すること。

(8) 財務

ア 資金管理

展示場の安定的かつ効率的な管理運営を確保するため、本業務に関する資金(協定書に定める管理費用、利用料金、その他の収入。以下「管理費用

等」という)及び本業務とは別に指定管理者が札幌市の承認を得て施設において実施する事業等(以下「自主事業等」という)に関する資金を適切に管理する。

◇要求水準

(ア) 本業務を行うに当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他経理に関する記録等を整備すること。

(イ) 本業務に係る経費の収支については、独立した預金口座により管理すること。

(ウ) 管理費用等の適切な管理を第三者による監査などの客観的な方法で点検・確認すること。

(エ) 自主事業等の経費の管理については、第5-1-(3)に従うこと。

イ 現金等の適正な取扱

利用料金収入等の現金等が不適切に取り扱われることの無いよう、現金等の取扱に関する規定(以下「現金等取扱規定」という)を整備し、運用する。

◇要求水準

(ア) 現金等取扱規定には、以下の項目に関する規定を含むこと。

なお、複数の規定類により各項目について規定していても差し支えない。

- ・現金の取扱に関する管理体制
- ・現金の取扱事務の運用手続
- ・現金の保管方法
- ・銀行口座の管理方法
- ・金券類の管理等の適切な取扱
- ・以上の現金等の取扱に付随する帳票、経理書類の様式

(イ) 現金等取扱規定においては、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ仕組みを構築し、運用すること。

(ウ) 現金等の取扱に関して、事故、不祥事が発生した場合には、当該事実を確認した日時、事実の概要を記録するとともに、当該事実等について即時に札幌市に報告すること。

(9) 苦情対応

施設の管理に関する利用者その他の市民からの要望、苦情等(以下「苦情等」という)に迅速かつ適切に対応し、その結果を札幌市に報告する。

◇要求水準

(ア) 苦情等への対応手続を文書により整備すること。また、職員が、当該手続の内容を十分に理解していること。

(イ) 苦情等を受け付ける担当部署を明確化し、利用者、その他必要な者に対して十分に周知していること。なお、利用者等からの申し出があった場合には、当該担当部署とは異なる部署においても苦情等は受け付けること。

(ウ) 苦情等を受け付けた場合は、その内容に応じて必要な対応を行うこと。

- a 指定管理者のみで対応が可能なものについては、適切な対応を行った上で、1か月ごとに、まとめて札幌市に報告すること。
  - b 指定管理者のみでは対応が難しいもの、札幌市の判断を要するものについては、速やかに札幌市に相談し、その指示に従うこと。
- (エ) 市政に関し、指定管理者の業務には全く関わりの無い苦情等があった場合には、速やかに札幌市に報告すること。
- (オ) なお、札幌市は、札幌市になされた苦情等の対応上必要と認めるときは、指定管理者に対し報告を求め、現地を調査し、又は必要な指示を行う。

## (10) 記録・モニタリング・報告・評価

### ア 記録

指定管理者は、本業務の実施に関する記録・帳簿等を整備、保管し、指定期間の満了時や指定の取消時には、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐ。

#### ◇要求水準

以下の帳簿等を常に整備し、これらを5年間保管すること。ただし、5年が経過する前に、指定期間が満了し、又は指定が取消された場合は、札幌市の指示に従い、札幌市又は次期指定管理者に速やかに引き継ぐこと。

- ・ 事業日誌
- ・ 管理業務等に関する諸規定
- ・ 文書管理簿
- ・ 各年度の事業計画書及び事業報告書
- ・ 収支予算及び収支決算に関する書類
- ・ 金銭の出納に関する帳簿
- ・ 物品の受払に関する帳簿(別表2に記載する備品及びその他の備品で指定管理者が調達したものについてそれぞれ明示し、その受払について記載したもの)
- ・ 以上のほか、別紙1に示す本仕様書に規定する業務に関する記録書類、及び札幌市が必要と認める書類

### イ セルフモニタリング

指定管理者は、展示場の管理業務等の実施状況及び利用者や地域住民の声について、自ら監視・測定(以下「セルフモニタリング」という)を行う。

#### ◇要求水準

(ア) 業務の全体に関して、以下の内容を含むセルフモニタリングを行うこと。

##### a 利用者満足度の測定等

- ・ 利用者アンケート調査を行い、施設利用に係る満足度等を測定するとともに、意見、要望等を把握する(必要に応じて対面でのヒアリングも実施すること)。

- ・調査は、公正な方法で行うこと。
- ・利用者アンケート調査には、展示場の利用による総合的な満足度や利用者へのサービス提供に関する満足度、第1で挙げた展示場が目指す成果の実現、課題の解決等の進捗、職員の接遇等を把握できる調査項目を盛り込むこと。また、出展者や来場者の意見を集約できるような項目を盛り込むこと。
- ・調査結果については、集計・整理後速やかに札幌市に電子データにより報告するとともに、展示場の利用者にも掲示により周知すること。
- ・調査に当たっては、個人情報保護を徹底すること。
- ・総合満足度及び職員の接遇についての満足度に関する利用者アンケートについては、以下の通り実施すること。

<調査対象>

主催者

<調査標本数>

100者以上から回答が得られるよう努めること。

<調査頻度>

各催事終了後速やかに実施すること。

<質問及び選択肢>

- ・総合満足度に関するアンケート

質問：当施設の総合的な満足度は次のどれに当てはまりますか。

- 回答選択肢
- ア とても満足
  - イ まあ満足
  - ウ 普通
  - エ 少し不満
  - オ 不満

- ・職員の接遇についての満足度に関するアンケート

質問：当施設の職員の接遇に関してどのように感じましたか。

- 回答選択肢
- ア 大変良かった
  - イ まあよかった
  - ウ 普通
  - エ あまりよくなかった
  - オ 悪かった

b 苦情等の整理、分析

- ・利用者、地域住民、その他からの苦情や要望は、その内容に従い分類し、件数及び内容の傾向等を分析する。
  - ・当該分析結果は随時、札幌市及び協議会において報告した上で、施設内に掲示すること。
- また、随時作成した分析結果を活用して、別途、年度単位の分析を行

うこと。

c 各業務のセルフモニタリング

- ・別紙1に記載した各業務の記録の作成等を行うこと。なお、業務の実施方法等と合わせて記録・測定等の方法を集約するなど、合理化を図ることもできる。ただし、この場合にも、別紙1に記載した内容は含むこと。

d 業務・財務検査項目の自己チェック

- ・半年に1回程度（札幌市と指定管理者が協議をして決定する）に、札幌市が示すチェックリストを用いて、業務や財務に関する自己チェックを実施し、その結果を記録し、また、改善が必要な項目がある場合、その改善提案を含め札幌市に報告すること。なお、改善提案を行った項目については、札幌市への報告後1か月以内に再度確認し、札幌市に報告すること。

e その他

- ・a、b、c、dに挙げたほか、各業務の要求水準に記載した項目について自ら実施手法を提案し、札幌市の承認を得た上でセルフモニタリングを行うこと。

(イ) 利用者アンケート調査結果については、以下の項目毎の水準を目標とする。

- ・総合満足度：80%
- ・接遇に関する満足度80%
- ・利用者へのサービス提供に関する満足度：80%

ウ 事業等の報告

指定管理者は、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、別紙1に示す報告書類、その他札幌市が要求する報告書類について、適宜提出する。

◇要求水準

(ア) 毎年度終了後に提出する報告書類

- ・当該年度の管理業務等の実施状況報告書(展示場の利用状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況、環境への配慮に係る取組状況等)
- ・当該年度の管理に係る収支決算書
- ・当該年度(又は当該事業年度中に終了する事業年度)の団体の経営状況を説明する書類〔収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類〕
- ・展示場利用に係る各種統計書類

(イ) 毎月終了後に提出する報告書類

- ・当該月の管理業務等の実施状況報告書(展示場の利用状況、使用の承認等の状況、利用料金の収入状況、個人情報取扱における安

### 全管理対策の実施状況)

#### (ウ) その他

- ・指定期間初年度においては、7月末までに、(ア)に挙げた団体の経営状況を説明する書類(指定期間初年度の前事業年度分)を提出すること。

#### エ 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等

指定管理者は、施設の管理運営の一切に関する札幌市の検査・確認・要請等に誠実に対応する。

なお、検査・確認等の結果、指定管理者の業務が協定書に定める管理業務等の基準を満たしていないと判断した場合は、札幌市は、指定管理者が必要な改善措置を講ずるよう指示等を行うことがあるので留意すること。

#### ◇要求水準

(ア) アに挙げた帳簿等、その他管理運営及び経理状況に関する帳簿類は常に整理し、札幌市からこれらに関する報告や現地調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。

(イ) 札幌市は、ウに挙げた報告書類等の検査、定期的又は随時の現地調査(給与・賃金等の支払状況や口座残高の確認等の財務検査を含む)、その他管理の基準、管理業務等に関する仕様書等に基づき、指定管理者が業務を適切に実施しているかの検査、確認を行うので、指定管理者は、これらの検査等に協力すること。

#### オ 事業評価

指定管理者は、施設の利用状況、セルフモニタリングの結果等を踏まえ、札幌市が定めるところにより、管理業務等の自己評価を行い、毎年度事業報告書の提出にあわせて札幌市に報告する。

#### ◇要求水準

(ア) 評価は、統括責任者が中心となり、可能な限り利用者と直接接する職員の意見等も反映させることのできる方法により行うこと。

(イ) 札幌市は、指定管理者の自己評価をもとに、指定管理者の業務評価を行い、その結果に基づき必要な指示等を行うとともに、評価の結果を公表する。

札幌市が公表した評価結果については、施設内に掲示すること。

※なお、札幌市は、必要なサービス水準の確保、その他施設の管理運営に関し必要があると認めるときは、利用者ニーズを把握するための調査を行う場合がある。

## 2 施設・備品等の管理に関する業務

### (1) 総括的事項

#### ア 利用者等の安全確保、市民サービスの向上への配慮等

各業務の実施に当たっては、利用者等の安全確保を第一に優先するとともに、市民サービスの向上について十分に配慮する。

また、法令の遵守を徹底するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理する。

◇要求水準

- (ア) 各業務に関して、展示場利用者、歩行者、近隣住民、職員、その他業務に関連する者の安全が十分確保されること。
- (イ) 各業務を実施する際に、利用者の施設利用の支障にならないよう配慮するとともに、利用者に対し業務の実施について十分に案内すること。
- (ウ) 必要な場合には、法令等に従い当該要件を満たす有資格者により作業が行われること。
- (エ) 拾得物の取扱いを適正に行うこと。
- (オ) 災害、救急に係る対応を適切に行うこと。

イ 連絡体制の確保

各業務に関する連絡体制を確保する。

◇要求水準

- (ア) 開館時間中については、各業務に関して必要な連絡先を利用者に対し十分に案内すること。また、各業務に応じて、利用者等、職員からの連絡が必要な場合には、常に最短の時間で連絡可能な状態が維持されていること。
- (イ) 開館時間外について、利用者、地域住民等からの連絡等があった場合に、必要に応じて職員に連絡される体制が確保されていること。

ウ 損害賠償保険等の加入

管理業務等の実施に当たり、指定管理者の故意又は過失により札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償責任等を負うことになるため、指定管理者においては、次に掲げる内容を補償する損害賠償責任保険等に加入すること。

- (ア) 対象 : 展示場内における維持管理期間中の法律上の賠償責任
- (イ) 対人補償 : 1名につき1億円以上、1事故につき5億円以上
- (ウ) 対物補償 : 1千万円
- (エ) 期間 : 指定管理者の指定期間
- (オ) その他 : 被保険者を指定管理者（指定管理者から委託を受けた者を含む）及び札幌市とし、交差責任担保特約を付ける（ただし、委託を受けた者が、別途受託業務に関して損害賠償保険に加入している場合はこの限りではない）。

(2) 施設、備品等の管理

ア 清掃、警備、設備の保守・点検、修繕及び外構管理業務

これらの業務については、札幌市がPFI事業として行うことから、指定管理者は、業務の実施に協力すること。

◇要求水準

(ア) 展示ホールや会議室等の利用予定をPFI事業者と共有し、催事開催の支障とならないよう、協議・調整を行うこと。

(イ) 指定管理者が消耗品(トイレトーパー等)の不足や設備の不具合等を発見した場合は、PFI事業者に連絡すること。

#### イ 備品管理

札幌市が備え付ける備品(事務機器を含む)は別表2のとおりとする。これらの備品は、市民等の利用に支障が生じることのないよう、常に点検等を行うこと。

また、施設の管理運営に当たっては、指定管理者と札幌市とは備付けの備品(別表2)及び札幌市が貸し出す施設の鍵について物品使用貸借契約を締結するものとする。

なお、備付けの備品(別表2)の購入及び廃棄は、札幌市において行う。

#### ◇要求水準

(ア) 備品は所要の性能を発揮する状態を維持すること。

(イ) 利用者等から備品に関する不具合の連絡を受けた場合、速やかに実際の状況を確認し、代用品の確保、原因の確認など、必要に応じた対応を行い、備品の買い替えの要否については、札幌市と協議すること。

(ウ) 別表2に記載する備品は毎年度全件その有無及び状態を点検すること。

#### ウ 駐車場管理

催事開催時の展示場の駐車場利用車両の監視、誘導等については、主催者と協力し、利用者が円滑な活動を行えるよう、適切な措置を講ずること。

#### ◇要求水準

(ア) 駐車場利用者が安全、円滑に駐車できるよう必要な案内・誘導を行うこと。

(イ) 駐車場入口付近や駐車場内での交通渋滞の未然防止、渋滞が発生した場合の速やかな解消に努めること。

(ウ) 場内での事故等が発生した場合には、利用者の案内、避難誘導、救護、警察・消防などの関係機関への通報等、事故に応じた初期対応を行うこと。また、速やかに、札幌市に事故の状況、初期対応の結果、その他必要な事項を報告し、札幌市との協議の上必要な対応を取ること。

### (3) 防災業務

地震、火災、風水害等の災害(以下「災害等」という。)及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、PFI事業として行う防災計画の策定に協力し、策定後は、日ごろから訓練を行い、利用者、職員等の安全確保を図る。

なお、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることがある。その際は、施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指

示を受けること。また、事後的に、指定避難所や応援者の受入場所等として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて、確認すること。

◇要求水準

- (ア) 災害等の緊急事態が発生した場合には、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を取るとともに、発生状況、その他必要な事項について、直ちに札幌市に報告すること。
- (イ) 防災業務の実施に当たっては、次の内容に留意すること。
  - ・展示場利用者の安全を最優先で確保すること。
  - ・職員の安全、近隣住民への対応や関係機関との連携協力に十分に配慮すること。
  - ・開館中に災害等が発生した場合に、職員が必要な初動対応及び連絡等を行える状況を維持すること。
  - ・開館中を除く時間帯に災害等が発生した場合に、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立していること。
- (ウ) 利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制や職員による応急救護体制を確立していること。

### 3 事業の計画及び実施に関する業務

展示場の設置目的を達成するための事業を企画・立案し、実施する。

#### (1) 展示会、見本市等の誘致に関する業務

展示会、見本市等の誘致及びリピーターの確保等、展示場の利用促進を図ること。

◇要求水準

- (ア) 様々な展示会、見本市等を誘致できるよう体制を整えること。
  - (イ) これまで市内で開催実績のない大規模な展示会、見本市等を誘致できるよう積極的な営業活動を行うこと。
  - (ウ) 展示会、見本市等の主催者に対し、次回開催に向けた提案等を行い、リピーターの確保に努めること。
- #### (2) 札幌市の施策と合致した催事の開催に関する業務
- 札幌市の産業振興施策及びその他の施策の推進に寄与する催事を開催すること。
- ◇要求水準
- (ア) 関係団体と連携し、企画・立案すること。
  - (イ) 札幌市の関係部署と連携して行うこと。
- #### (3) その他展示場の設置目的を達成するために必要な業務
- 「管理業務の計画書（様式3）」に記載の業務を実施すること。

#### 4 施設の利用等に関する業務

施設の使用申込の受付、使用の承認等、利用料金の収受、その他施設の使用承認等に関する業務を行う。

##### (1) 使用承認等に関する業務

展示場の利用に関して、以下の業務等を行う。

- ・ 条例別表に掲げる施設の使用申込の受付及び使用の承認又は不承認
- ・ 施設の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときの当該行為の承認又は不承認
- ・ 使用承認等の条件の変更、施設の使用の停止の命令又は使用承認等の取消し
- ・ 利用料金の収受事務
- ・ 利用料金の減額若しくは免除又は還付に関する事務
- ・ 販売行為等の承認
- ・ 入館の制限その他施設の秩序維持

##### ◇要求水準

- (ア) 平等利用を確保すること。
- (イ) 使用の承認、不承認は、札幌産業展示場条例、同条例施行規則及び別途制定する札幌産業展示場事務取扱要綱に基づき行うこと。
- (ウ) 利用料金等の収受を、1-(8)-イにより整備する現金等取扱規定に基づき適切に行うこと。
- (エ) 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。(第3-2-(8)-ア 参照)

#### 5 管理業務に付随する業務

1 から 4 に記載する管理業務に付随する業務を行う。

##### (1) 広報業務

指定管理者は、札幌市と連携しながら、リーフレット等作成・配布、ホームページの開設・更新、その他の必要な施設のPRや情報提供を行う。

##### ◇要求水準

- (ア) リーフレット等には、展示場の利用案内や実施事業の案内等を掲載すること。
- (イ) ホームページには、問い合わせ先(電子メールアドレス及び電話番号)を掲載すること。
- (ウ) 指定管理者がホームページのアクセス件数を把握できる環境とすること。
- (エ) ホームページは、利用者の立場になって、ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの考え方に基づいて作成・管理するとともに、総務省作成の「みんなの公共サイト運用ガイドライン<sup>※1</sup>」を参考に以下の取組を実施すること。

- ・日本産業規格JIS\_X\_8341-3:2016<sup>※2</sup>の適合レベルAAに準拠<sup>※3</sup>することとし、1年に1回、試験の実施と公開を行うこと。
  - ・ウェブアクセシビリティ方針の策定・公開（上記JISに基づく試験実施後などに、必要に応じて適時改定すること）。
  - ・1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表<sup>※1</sup>」を公開すること。
- (オ) ホームページの作成に当たっては、「札幌市公式ホームページガイドライン」を遵守すること。また、ホームページ全体を常時SSL対応すること。
- ※1 総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/mainsosiki/johotsusin/bfree/guideline.html>) より入手可能。
- ※2 JIS規格の改定が行われた場合は、最新の規格に対応すること。
- ※3 「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン2021年4月版 (<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>)」で定められた表記による。
- (カ) 情報誌やホームページの作成、その他の必要な施設のPRや情報提供に当たっては、札幌市作成の「広報に関する色のガイドライン」 (<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>) を参考とし、誰にとっても見やすく分かりやすいデザインや配色となるように配慮すること。

## (2) 公務視察対応

札幌市が窓口となって行う公務視察については、施設案内、概要説明等は指定管理者において対応すること。

なお、指定管理者が自主事業として施設見学事業を行う場合で、公務視察者が施設見学のみを目的としている際には、当該施設見学事業を利用することを原則とする。

### ◇要求水準

視察希望者の要望に応じて、資料の準備、会場の確保等の対応をすること。

## (3) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了の日までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引継ぎを行う。また、新旧指定管理者は、業務引継の完了を示す書面を取り交わし、その写しを札幌市に提出する。

### ◇要求水準

(ア) 引継ぎは、展示場利用者の利便性を損なわないよう、新指定管理者、札幌市と協力して行うこと。

(イ) 引継ぎには、別途札幌市との協議により定める内容を含めること。

## (4) その他展示場の管理業務に付随する一切の業務

## 第5 その他

## 1 自主事業の実施について

指定管理者は、上記の業務の範囲外で、札幌市の承認を得た上で、展示場を使用して自主事業を行うことができる。

### (1) 一般的事項

指定管理者が自らの提案に基づき自主事業を実施する場合は、展示場の設置目的である「既存産業の更なる振興及び新たな価値の創出を促進し、地域経済の発展に寄与する」を踏まえて計画すること。また、一般の利用を妨げないよう配慮するとともに、市民が利用しやすいような料金を設定すること。

### (2) 承認要件

以下の全てに該当すること。

ア 第1で記載した展示場の設置目的等及び第4で記載した要求水準の達成に寄与すること。

イ 指定管理者の自己資金で実施するものであること（指定管理費の流用は原則として認めない。ただし、指定管理者の経営努力による利益と認められる分については、個別に判断するので相談すること）。

ウ 収支見込や事業の運営形態において、第4に示す各業務に支障をもたらさないことと認められること。

エ 事業実施後は指定管理者による施設の原状復帰が可能なこと。

オ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。

カ 施設運営上の継続性に影響を与えないこと。

キ 下記(5)に示す目的外使用許可が必要な場合、当該許可を受けたものであること。

※施設の管理運営とは関わりの無い指定管理者固有の事業等のPR、関連イベント、その他指定管理者固有の事情によると認められる事業等は承認しない。

### (3) 自主事業に関する経理

自主事業の収支については、本業務に係る収支と区分して経理すること。複数の自主事業を行う場合は、さらに、事業毎の経理とすること。

なお、この場合、費用については、本業務に係る経費と自主事業に係る経費を明確に区分できるもの（例：自主事業のみに要する備品費等）はそれぞれ当該事業の費用とし、明確に区分できない費用のうち人件費、団体の一般管理費については本業務及び各事業の規模等に応じて適切に配分して経理すること。

ただし、本業務において当然に発生する備品費、修繕費等の費用については、収支報告書において経理方法を注記することを前提として、費用を配分しないこととして差し支えない。

#### (4) 承認の取消について

自主事業の実施期間中、事業の実際の状況等から承認要件のいずれかを欠くと認められる場合（承認すべきではない事業と認められた場合を含む。）には、承認を取消す。

なお、承認の取消により生じた指定管理者又は第三者の損害について札幌市は責任を負わないので、指定管理者は、自主事業の実施に伴い第三者との取引等を行う場合、当該第三者にその旨を十分説明するとともに、原則として当該第三者が了解したことを書面により確認すること。

#### (5) 目的外使用許可について

設置目的の範囲を超える自主事業の場合には、札幌市公有財産規則等に基づき、行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行う必要がある。

特に、飲食・物販等の事業を行うために必要な施設の設置は行政財産の目的外使用となることから、札幌市に対し、別途使用許可申請を行うとともに、札幌市の定める使用料を支払うこと。

### 2 改修工事・大規模修繕について

指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合がある。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとするので、協力すること。

### 3 映画等の撮影の申し出を受けた場合について

札幌市では、フィルムコミッション事業等を通じて、映像コンテンツを活用した情報発信及び撮影環境整備を促進している。撮影事業者等から、撮影に施設を利用したい旨の申し出があった場合は、積極的に受け入れるとともに、必要に応じ、施設所管部局を通して、一般財団法人さっぽろ産業振興財団に助言及び支援を求めること。

## 札幌産業展示場管理業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第4業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-1-(10)-ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその他の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
<b>1 統括管理業務</b>						
<b>(1) 管理業務等の基本方針</b>						
	基本方針	—	○			変更した場合変更後速やかに届出
<b>(2) 平等利用の確保</b>						
	平等利用確保の方針		○			変更した場合変更後速やかに届出
	平等利用確保に向けた取組項目の実施記録	各取組項目の実施状況			○	
<b>(3) 地球温暖化対策及び環境配慮の推進</b>						
ク	省エネルギーに係る業務計画		○			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに届出ること。
	エネルギー等使用実績集計・管理票	札幌市環境マネジメントシステム様式2		○		毎年5月31日までに報告
<b>(4) 管理運営組織の確立</b>						
ア	統括責任者	—	○			業務開始時 変更した場合変更後速やかに届出
	組織図	業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統、その他が一覧できるもの	○			
イ	職員採用・配置計画	組織に応じた職員の採用、配置計画	○			採用方法、採用時期、職種、必要な資格等について 区分 変更した場合変更後速やかに届出

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
イ	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇日、賃金、その他職員の勤務状況の記録			○	職員の所属部署毎に記録
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の一覧			○	月毎、部署毎に集計して作成
ウ	研修計画		○			
	研修等の実施履歴	研修の実施日、内容、参加人数、講師等、その他必要な事項			○	
エ	労働関係法令に関する届出状況	法令上必要な届出の一覧とこれが完了した(又は既に完了している)旨の報告		○		業務開始時及びその後届出を行った場合に文書により報告
(5) 管理水準の維持向上に向けた取組						
	業務の見直し履歴	業務の見直し方法に基づき行った見直しの経過、結果			○	
(6) 第三者に対する委託業務等の管理						
ア	第三者に対する委託業務一覧表	第三者に対する委託業務の業務名、発注日、契約日、受託事業者名、契約額、見積書を徴収した事業者名と各見積額、履行完了日、指定管理者側の担当責任者、その他特記事項等		○		毎年度終了後に報告
イ	第三者に対する委託業務履歴	第三者に対する委託業務の指揮命令系統、指定管理者が行った指導、指示、検査、確認等の日時、内容、受託者から提出された報告、その他の管理監督の履歴			○	見積書、契約書、その他第三者に対する委託業務契約に関連する文書と併せて整備・保存すること
ウ	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の報告、記録	協定に関連する契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係者であると判明した場合の対応等		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って、必要な措置を講ずること また、その対応記録を作成すること
(7) 札幌市及び関係機関との連絡調整等						
ア	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議題、参加者、協議結果、その他)		○		報告後2は施設において閲覧できるようにすること
イ	関係機関一覧表	関係機関の一覧	○			少なくとも毎年度一回見直し、変更の場合速やかに届出ること
	関係機関との連絡調整記録	連絡調整の相手、日時、概要等			○	事業日誌に記載

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
<b>(8) 財務</b>						
ア	予算実行計画書	札幌市に提出した収支計画及び事業計画に対応する月毎かつ事業毎の経費の支出予定	○			毎年度の業務開始まで
	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金収入、その他本業務に充当する資金の月毎の調達計画を記載	○			毎年度の業務開始まで(予算実行計画書と対応させること)
	資金管理の点検記録	指定管理者の定める方法に従い記録			○	監査報告等によることも可
イ	現金取扱規定	—	○			
<b>(9) 苦情対応</b>						
	苦情への対応 手続		○			策定、変更した場合速やかに届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡先(可能な場合)、申立の方法、受付者及び所属部署、苦情等の対象部署、苦情の内容、対応の経緯と結果、苦情等の内容に応じた分類、分析			○ ○	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない。
<b>(10) 記録・モニタリング・報告・評価</b>						
	・業務、財務のセルフチェック ・改善計画書の提出	・業務及び財務のセルフチェックの実施とその記録作成及び結果報告。 ・セルフチェックの結果、改善が必要な項目について、改善計画書を提出。	○	○	○	改善計画書を提出した項目については、一定期間後に再度セルフチェックを行いその結果についても報告すること
<b>2 施設・備品等の管理に関する業務</b>						
<b>(2) 施設、備品等の管理</b>						
イ	備品の不具合への対応記録	・不具合の連絡又は発見の日時、連絡(発見)者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・不具合等の概略と対応の結果				○
	備品点検の記録	点検者、点検日時、点検対象、点検結果(備品の有無、対応)			○	○
ウ	駐車場管理日報	駐車場利用台数や事故等の状況など				○
<b>(3) 防災業務</b>						
	防災訓練及び職員への研修結果	訓練及び研修の実施日時、概要、参加者数及び参加者の概略			○	○
<b>3 事業の計画及び実施に関する業務</b>						
<b>(1) 展示会、見本市等の誘致に関する業務</b>						
	利用促進計画		○			
	利用実績記録	・月別使用承認、月別稼働率、月別料金収入等			○	○

項目	事項	概要等	区分			備考
			届出	報告	記録	
(2) 札幌市の施策と合致した催事の開催に関する業務						
	催事開催状況	催事の実施日時、内容の概略等			○	
4 施設の利用等に関する業務						
(1) 使用承認等に関する業務						
	施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じる場合の報告、記録	・同左		○	○	直ちに札幌市に報告し、その指示に従って必要な措置を講じる。また、その対応記録を作成すること
	受付記録	・日時、対応者、対応件数等			○	
	使用承認の記録	・月別使用承認件数、承認者等			○	

別表1 管理物件

施設の名称	札幌産業展示場
施設の所在地	札幌市豊平区月寒東3条11丁目
建物の構造等	構造・規模：鉄骨造 地上2階建て 敷地面積：71,326.18㎡ 延床面積：30,332.64㎡ 主要施設：展示ホール（15,000㎡）、会議室（最大10室、計1,200㎡） 駐車場（1,223台）

別表2 備品一覧

品目	数量	規格(想定)
休憩用椅子(1階)	25	W535×D545×H810×SH460mm 程度
休憩用椅子(2階)	10	W535×D545×H810×SH460mm 程度
休憩用テーブル(2階)	5	Φ900×H720mm程度、単柱脚、円形天板
1人用パネルブース	6	W905×D1000×H1805mm程度、天板H720mm程度
1人用パネルブース用椅子	6	W630×D560×H905mm程度
更衣ロッカー	4	3人/個
事務机	8	W1,100×D700×H700mm 程度
事務机	3	W1,400×D700×H700mm 程度
役員室机	1	W1,400×D700×H700mm 程度
椅子	8	W603×D541×H824~916mm、肘高566~758mm 程度
椅子	3	W700×D580~880×H1010~1090mm、肘高605~765mm 程度
役員室椅子	1	W700×D580~880×H1010~1090mm、肘高605~765mm 程度
応接椅子(1人用)	4	W760×D680×H690mm 程度
応接椅子(長椅子)	2	W1495×D680×H690mm 程度
応接テーブル	2	W1200×D600×H450mm 程度
応接椅子(1人用)	4	W710×D675×H700mm 程度
応接椅子(長椅子)	2	W1680×D675×H700mm 程度
応接テーブル	2	W1200×D650×H450mm 程度
演台	4	W1,200×D450×H1,050mm 程度
司会台	4	W600×D450×H1,050mm 程度
花台	4	W450×D450×H750mm 程度
スタッキングチェア	1128	W475~510×D535~550×H775~815mm 程度
チェア専用台	28	
フラップテーブル	376	W1,800×D450×H720mm 程度